

■労働関係指標

完全失業率	11月の完全失業率(季節調整値) 3.1% (前月に比べ0.1ポイント上昇)	有効求人倍率	有効求人倍率(季節調整値) 1.41倍 (前月に比べて0.01ポイント上昇)
就業者数 (季節調整値)	6,444万人 (前月差11万人減少)	定期給与	現金給与総額(原数値) 274,778円 (前年同月比0.2%増)

Topics 1. 同一労働同一賃金について

安倍政権の掲げる「働き方改革」のひとつに同一労働同一賃金の法制化が挙げられます。

最近、パート・アルバイトや派遣社員、契約社員といった非正規社員と呼ばれる働き方が増えてきています。非正規社員は企業規模関係なく多くの企業で導入されており、全体の約4割を超えています。それに伴い、非正規社員と正社員の間には賃金や待遇の面でかなりの格差があることが問題として取り上げられるようになってきました。そこで職務内容が同一同等であれば同一の賃金を支払うべきという考えに基づき、昨年12月末には同一労働同一賃金のガイドライン案が公表されました。この問題については今後も法整備されていくことが見込まれます。いざという時に慌てないためにも、ここでポイントを抑えておきましょう。

Point1 ガイドライン案の内容について

昨年12月20日に公表された同一労働同一賃金ガイドラインではどのようなことが記されていたのでしょうか。ポイントを絞ってご紹介いたします。

基本給について、労働者の勤続年数に応じて支給しようとする場合

雇用契約の違いにかかわらず同一の勤続年数である労働者については、同一の賃金を支払わなければなりません。有期雇用労働者の勤続年数の算定にあたっては、雇用契約開始時から通算しなければならず、その時点の契約期間のみを評価対象としてはいけません。

賞与について、会社の業績等への貢献に応じて支給しようとする場合

同一の貢献をした非正規社員については、貢献に応じた部分につき同一の支給をしなければなりません。職務内容や貢献等にかかわらず全員に支給している場合には、正社員以外の労働者にも同様に支給する必要があります。

役職手当について、役職の内容、責任の範囲・程度に対して支給しようとする場合

役職の内容、責任の範囲・程度が正社員と同一の非正規社員については、同一の手当等を支給しなければなりません。原則同一の役職名同一の職務内容であれば同等の支給をしなければならないが、パートタイムや短時間で働く労働者に時間比例分の手当を支給することは、問題ないとされています。

- 精皆勤手当や時間外労働手当、通勤手当や福利厚生だけでなく教育訓練等の実施なども、正社員と同様の取り扱いが必要です。
- 派遣労働者については、派遣先労働者と職務内容やその他の事情が同一である場合には、その派遣先労働者と同一の賃金支給、福利厚生、教育訓練の実施が必要です。

Point2 同じ仕事・同じ賃金って？

ガイドラインには「職業経験・能力に応じた部分につき、同一の支給をしなければならない」と明記されています。基準としては次の3つが掲げられています。

- ① 正社員・非正規社員両方の賃金決定ルール・基準の明確化
- ② 職務や能力等と賃金など待遇水準との関係性の明確化
- ③ 能力開発機会の均等・均衡による一人ひとりの生産性向上

日本では産業別ではなく、企業別に労働条件が設定されている場合が多く、同じ仕事であっても、属する企業が違えばまったく違う賃金であることは珍しくありません。政府としては、将来的にこれらの待遇改善を実現することを目指しています。

Point3 今後の対応について

ガイドライン案は、現時点ではあくまでも「案」であるため、遵守されていない場合でも、直ちに行政指導の対象にはなりません。ただし、現行の労働契約法やパートタイム労働法では、非正規社員について正社員と不合理な格差待遇をしてはならないことが規定されています。

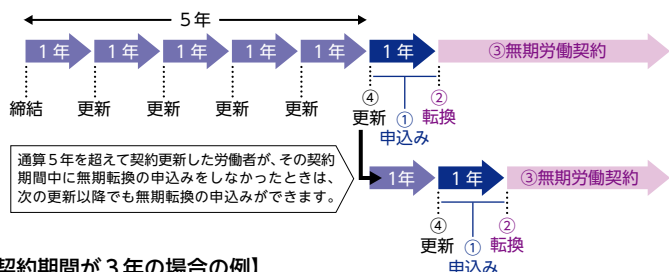
今後ますます人口が減少し、学生アルバイトや定年後の高齢者等多様な人材を労働力として確保していかなければならないことが予想されます。様々なワークスタイルを公平に実現していくためにも、職務内容や賃金制度を見直す良い機会にしてみたいはいかがでしょうか。

トピックス 2. 無期転換制度への対応

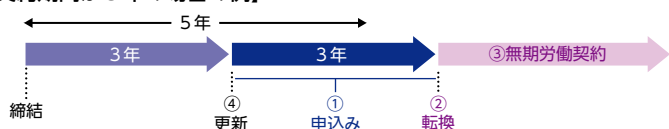
平成25年4月1日に施行された労働契約法18条の無期転換制度は、同じ事業主と労働契約を更新し続けて期間が5年を超えたときに、労働者側からの申し出によって有期契約を無期契約に転換しなければならないという制度です。

施行日以降に締結された有期契約から5年のカウントが始まっており、平成30年4月以降には多くの労働者がこれに該当することとなります。無期転換制度に備えたポイントをまとめます。

【契約期間が1年の場合の例】



【契約期間が3年の場合の例】



① 申込み・・・平成25年4月1日以後に開始した有期労働契約の通算契約期間が5年を超える場合、その契約期間の初日から末日までの間に無期転換の申込みができる。

② 転換・・・無期転換の申込みをすると使用者が申込みを承諾したものとみなされ、無期労働契約がその時点で成立。(無期に転換されるのは申込み時の有期労働契約が終了する翌日から)

STEP 1 有期契約社員の実態の把握	人数、更新回数、勤続年数、業務内容、無期転換申込権の発生時期、今後の働き方に対する考えをヒアリング。
STEP 2 社内の業務を整理し、転換後の役割を考える	【例】①正社員への転換 ②(職務・地域等)限定社員 ③無期の契約社員 ④上記の組み合わせなど
STEP 3 適用する労働条件を検討し、就業規則等を整備する	労働条件は、別段の定めがない限り直前の有期労働契約と同一。労働協約、就業規則、個々の労働契約により変更可能。 ※特に社員にするにあたっては、定年や、勤務地・職務がなくなった場合の取扱いなどを明確化しておく。

1年ごと更新の労働者の場合、本年中に5年目の契約更新を迎えることとなり、5年を超えるときは処遇について早めの準備が必要です。なお、有期契約労働者を正規雇用や多様な正社員等に転換した場合には、助成金の制度も用意されています。

編集後記 《如月》 暦(閏年)

早いもので新しい年を迎えてから1ヶ月が経過してしまいました。2月といえば、節分やバレンタインデーなどの行事がありますが、なぜ2月だけ日数が短いのか疑問に思ったことがある人は多いのではないのでしょうか。

話は古代ローマ時代に遡りますが、その当時は3月が1年の始まりの月で2月は終わりの月でした。約2千年前、ユリウス・カエサルの時代に、天文学をもとに暦の考え方を改め(ユリウス暦)、1月が始まりの月で12ヶ月365日とすることや、閏年として4年に1回、2月の日数で調整するようになりました。このときの2月は29日(閏年は30日)でしたが、後のアウグストゥスの時代に、自分の誕生日

トピックス 3. システムの輸出と外国人人材

先日の日経新聞に、昨年末の法改正で外国人に介護職が門戸開放されたことを受け、「治る介護」を日本式ブランドとして確立し、日本で経験を積んだ外国人人材を通じてそのノウハウをアジアに広める、という政府プランが紹介されていました。日本は以前から貿易立国の名の下に優れた工業製品を輸出してきたわけですが、今では中国等の新興国との価格競争に晒されています。そこで、新幹線や原子力発電といった、単にモノを輸出するだけでなく、経済インフラの一部となる「システムそのもの」を輸出することに力を入れ始めています。今回の介護事業の輸出プランも、広い意味では同じ路線に基づくものではありませんが、介護という対人のサービスである点が、経済インフラの輸出とは異なってきます。そして最大の特徴であり、挑戦は、コアとなるスタッフを日本で雇用し、人材として育成したうえで現地に送り返し、そこでの事業の中核になってもらう点です。

一見、壮大な計画にも思えますが、日本の製造業では、海外子会社の優秀な人材を日本に呼んで日本式のやり方を習得してもらい、現地に送り返して工場でのキーポジションで活躍してもらう、というサイクル作りに成功してきました。外国人人材を雇用して現地幹部として育成することに関し、経験値がないわけではないのです。ただ、今回は初めての職種ですので、EPAに基づく例外はありましたが、該当事業者にとっては基本的に初めての経験となります。

外国人雇用においては、コンプライアンス上は在留資格に関するものが最大の留意点ですが、社会保険や給与計算においても注意すべき点があります。さらに、折角のチャンスですので、外国人社員の文化・習慣に配慮しつつ、会社と外国人社員の双方にとってハッピーな環境となるような労務管理が望まれます。これにより、将来的に日本で育った人材が本国で活躍できるようになったら、とても素晴らしいことでしょう。

弊社でも、本年より提携した行政書士事務所ともども、お客様の新たな挑戦のお手伝いをさせていただきたいと考えております。

国際業務推進チーム・ディレクター 米国税理士 成田元男

である8月が30日であることを気に入らず、31日として改正したことにより、1年の終わりであった2月をさらに1日短くすることで調整したため、28日(閏年は29日)になりました。

法律上(民法143条)では、誕生日は前日が終了、つまり誕生日当日に切りかわるときに年齢を重ねることになります。2月29日が誕生日の場合、閏年かどうか関係なく、2月28日が満期日となり、28日が終わるその日に年が変わることになります。ただ、4年に一度だと不便であるということで、3月1日に誕生したことにするケースも多いようです。

普段何気ないことでも、調べてみると意外に面白いと改めて感じました。仕事においても、好奇心を持って楽しくできればと思います。(白)



Facebook 随時更新★ いいね! お待ちしています♪
Facebookにて最新情報をお届けしております
<https://www.facebook.com/arcandpartners>



プライバシーマーク
取得いたしました

